

【第 12 章 労務管理に関連する民法】

※抜粋

【総則】

1 条 信義則

権利の行使、義務の履行は、審議に従い忠実に

90 条 公序良俗

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は無効

92 条 慣習

法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う

93 条～ 意思表示の瑕疵

108 条 双方代理

相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない

166 条 消滅時効

【物件】

308 条 雇用関係の先取特権

雇用関係によって生じた債権は、先取特権によって担保される

【債権】

415 条 債務不履行

→損害賠償の根拠

521 条 契約の成立

労働契約、合意解約

536 条 反対給付

債権者の責任により債務の履行ができなくなった場合は、債務者は反対給付を受ける権利を失わない
→労基 26 条へリンク

623 条 雇用契約

双務契約

624 条 賃金後払いの原則

627 条 解約の申し入れ→改正後述

628 条 やむを得ない事情による解約の申し入れ

→やむを得ない事情が 415 条の場合は損害賠償

629 条 雇用契約の更新

709 条 不法行為

故意過失、権利侵害、損害が発生、行為と損害に因果関係、加害者に責任能力
→損害賠償の根拠

710 条 慰謝料

精神的な損害の賠償、709 条とセット

715 条 使用者責任

人を使う者が責任を負う場合、709 条とセット
→損害賠償の根拠

【民法第 166 条】（債権等の消滅時効）

（旧）

※2020 年 3 月 31 日まで

	起算点	時効期間	具体例
原則	権利を行使することができる時から	10 年	個人間の貸金債権など
職業別	権利を行使することができる時から	1 年	飲食料、宿泊料など
2 年	弁護士・公証人の報酬など		
3 年	医師・助産師の診療報酬など		
商事	権利を行使することができる時から	5 年	商行為によって生じた債権

（新）

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。

債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは、時効によって消滅する

（改正労働基準法のポイント）

民法の改正を受け、貸金請求権の消滅時効期間が 5 年に延長された。

（ただし、当分の間、消滅時効期間は 3 年）

2020 年 4 月 1 日以降に支払われるすべての貸金が新たな消滅時効期間の対象となる。

貸金台帳など、記録の保存期間も 5 年に延長される。

（ただし、当分の間、記録の保存期間は 3 年）

【民法第 627 条】

（旧）

当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。

2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

（新）

2 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

（意思表示の効力発生時期等）

民法 97 条 相手方に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その意思表示の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす